

令和 8 年度（2026 年度）募集案内



熊本市北区地域コミュニティづくり支援補助金

北区内の自主・自立のまちづくり事業を支援します。

1 補助金の目的

北区では、『ず〜っと住みたい“わがまち北区”』を目指し、区の特徴を活かした魅力あるまちづくりを推進するため、校区自治協議会及びその構成団体並びに町内自治会等が、主体的かつ継続的に行う様々な分野の地域の身近な課題の解決や、地域自らが創出する自主・自立のコミュニティ事業及びその構築に向けた取り組みに対し、補助金を交付します。

2 補助対象事業内容、申請条件等



『地域コミュニティモデル事業』

事業内容：次のいずれかに該当し、かつ先進的、モデル的持続可能な事業であること。

- (1) 北区の地域の資源や魅力を活用したコミュニティビジネス事業
及び交流人口促進事業
- (2) 北区の担い手育成事業
- (3) 北区住民の交流を目的とした事業

補助期間：継続して補助を受けることができる年度は3カ年度を限度とする。

対象団体：校区自治協議会

校区自治協議会の構成団体

町内自治会

区内で事業を実施する実行委員会等

特定非営利活動法人

補助率及び補助金額：(千円未満切捨て) ※補助対象事業費 15 万円以上

初年度 補助対象事業費の3分の2以内 上限額 40 万円

2 年目 補助対象事業費の2分の1以内 上限額 30 万円

3 年目 補助対象事業費の3分の1以内 上限額 20 万円

※モデル事業分の申請は、毎年度、3ヶ年分の事業計画書の添付が必要です。



『住民の身近な課題対応事業』

事業内容：次に該当し、活動を継続する事業であること。

地域の身近な課題対応であり、かつコミュニティ形成に資する事業、地域における従来の取り組みを発展させる事業

補助期間：補助期間は1カ年度とする。

対象団体：校区自治協議会

校区自治協議会の構成団体

町内自治会

補助率：補助対象事業費の2分の1以内

補助金額：2万5千円以上30万円以内（千円未満切捨て）

※対象とならない事業の例

- ① 他に公的な補助金、交付金等を受けている事業、または受ける予定の事業
- ② 営利を目的とした事業
- ③ 祭りや運動会などのイベント等のうち既に毎年恒例となっている事業
- ④ 個人や団体に金品を支給することを目的とした事業
- ⑤ 宗教活動、政治宣伝活動、選挙活動などに類する事業

3 補助対象経費・対象外経費の例



補助対象経費

- (1) 報 償 費：講師謝礼、出演料など
- (2) 研 修 費：視察研修等にかかる交通費及び宿泊代など
- (3) 印刷製本費：チラシ作成費、印刷代など
- (4) 消 耗 品 費：事務用品、書籍代、草刈機や発電機等の燃料代など
- (5) 通信交通費：郵便料金、交通費、駐車料金など
- (6) 備品購入費：草刈機、倉庫、調理器具など
- (7) 借 上 料：会場等の使用料、資機材・車両等の借上げ料、運搬費など
- (8) 委 託 料（※）：調査・研究委託、警備委託など
- (9) その他特に必要と認められた経費：保険料、各種申請手数料、振込手数料、印紙代、著作権料など（※委託料は、補助対象経費の50%未満とする。）



対象外経費の例

- ① レセプション開催時などの飲食代
- ② 団体の経常的な活動に要する経費（家賃、光熱水費等）
- ③ 他団体への寄付金、負担金
- ④ 領収書が無いなど、支出の根拠が確認できない経費
- ⑤ 祭りなどイベント等の経費のうち賞品代、景品代など

4 補助対象事業の期間

■ 令和8年4月1日から令和9年3月31日までに完了する事業。

（※補助対象期間終了後も、継続できる事業が対象です。）

5 審査会

- 企画提案を行った団体には、事業のプレゼンテーションをしていただきます。詳細は別途ご案内します。

6 審査の方法

- 企画提案された事業について、以下の視点から審査会により審査し、予算の範囲内で補助対象団体及び採択額を決定します。

| 項目 | 審査の視点 |
|-----|---|
| 計画性 | 事業計画の内容及び運営手法は、具体的で実現可能な計画か。また、他の地域のモデルとなるものか。 |
| | 事業内容は、地域の特性、歴史、自然、文化、伝統、人のつながりを踏まえたものであるか。 |
| | 当該事業を実施するにあたって、事業費の総額及び各支出項目に計上された金額は妥当か。 |
| | 地域からの協賛金、寄付金等、補助金以外の収入も確保しているか。 |
| | 事業利益の生産性は適正か。また、それは継続性のあるものか。 |
| 効果 | 具体的な事業効果がイメージできるか。 |
| | 地域の魅力アップにつながるなど、事業の結果、地域が得る価値が大きなものか。 |
| | 賑わいにつながる参加者・対象者の増加が見込めるか。 |
| | 自主自立のまちづくりに寄与するものであるか。 |
| 先駆性 | 事業内容及び運営手法は斬新で、他の地域のモデルとなるものか。 |
| 将来性 | 補助対象期間終了後も、自己資金、事業利益、寄付金、協賛金での継続が可能か。また、その仕組みが構築されているか。 |
| | 事業を継続していくための工夫が見られるか。 |
| | 事業を推進していく過程において、地域に役立つ人材の確保につながるか。 |
| | 関係団体、地域企業との連携（資金面、労働力等）が図られているなど、事業の継続が見込めるか。 |
| その他 | 北区の基本目標及び取組方針に基づいた取り組みか。 |
| | 事業内容は、地域性、独自性など個性豊かなものか。 |
| | 本事業に対する意欲があるか。 |
| | 緊急性を要するものか。 |
| | 補助対象経費における備品購入額の割合は低いのか。 |
| | 備品の使用頻度は高いか。 |

7 審査結果の発表

- 事業の採択又は不採択について、審査会終了後、14日以内に文書により通知します。

8 募集期間

- 令和8年5月29日（金）まで

9 必要書類



校区自治協議会、校区自治協議会構成団体、町内自治会の場合

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 見積書
- (5) 規約、定款その他これらに類する書類



実行委員会等、特定非営利活動法人の場合

上記書類に加え、

- (6) 団体概要書（様式第4号）
- (7) 役員名簿 兼 誓約書（様式第5号）
- (8) 構成員名簿（様式第6号）

（※熊本市役所ホームページからダウンロードできます。）

10 応募に関する注意事項

- (1) 応募は、各団体の総意によるものとします。総意確認のため、必要に応じて、議事録、総会資料等を提出していただく場合があります。
- (2) 応募にかかる経費は、応募団体の負担とします。
- (3) 提出された書類一式は返却いたしません。
- (4) 新たに物置等の設置を予定する事業の場合は、土地の所有者等の確認をしていただくとともに、承認を得る見込みがある必要があります。
- (5) **地域コミュニティモデル事業での採択を受けた団体には、北区内他地域のモデルとして、当該年度事業終了後に『事業報告会』を行っていただく場合があります。**
- (6) 書類の提出は、北区総務企画課又は各まちづくりセンターまでご持参またはご郵送ください。

11 お問い合わせ・提出先



| 提出先 | | 電話番号 |
|--------------|-------------------------------|----------|
| 北区役所総務企画課地域班 | 北区植木町岩野 238-1 北区役所 2 階 | 272-1110 |
| 植木まちづくりセンター | 北区植木町岩野 238-1 植木文化センター 1 階 | 272-6966 |
| 北部まちづくりセンター | 北区鹿子木町 66 | 245-2112 |
| 清水まちづくりセンター | 北区清水亀井町 14-7 | 343-9162 |
| 龍田まちづくりセンター | 北区龍田弓削 1 丁目 1-10 | 339-3323 |



ず〜っと住みたい“わがまち北区”

